

総社市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第26号

総社市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行規則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>総社市建築基準法施行細則</p> <p>（特殊建築物の定期調査報告）</p> <p>第14条 法第12条第1項の規定により<u>政令で定めるもの以外の特定建築物</u>で市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>旅館又はホテルの用途に供する建築物</u>で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの</p> <p>（4）<u>病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物</u>で、その用途に供する部分の床面積の合計が</p>	<p>総社市建築基準法施行規則</p> <p>（特殊建築物の定期調査報告）</p> <p>第14条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>病院、診療所（患者を入院させるための施設があるものに限る。）</u>、<u>児童福祉施設等</u>、<u>旅館又はホテルの用途に供する建築物</u>で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの</p>

改正後	改正前
<p><u>600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の報告の時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>政令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(第3号にあっては、旅館又はホテルの用途に供する建築物に限る。)</u>及び第1項第1号から第3号までに掲げる建築物 <u>平成28年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</u></p> <p>(2) <u>政令第16条第1項第3号(旅館又はホテルの用途に供する建築物を除く。)</u>及び第1項第4号に掲げる建築物 <u>平成29年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</u></p> <p>(3) <u>政令第16条第1項第4号及び第5号並びに第1項第5号に掲げる建築物</u> <u>平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</u></p> <p>(昇降機等の定期検査報告)</p> <p>第15条 法第12条第3項の規定により<u>政令で定めるもの以外の特定建築設備等で市長が指定するものは、前条第1項各号に掲げる建築物に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))</u>とする。</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) <u>地下街の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積が1,500平方メートルを超えるもの</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第2項の報告の時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号から第3号までに掲げる建築物</u> <u>昭和54年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで</u></p> <p>(2) <u>第1項第4号及び第5号に掲げる建築物</u> <u>昭和54年以後2年ごとの年の4月1日から12月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から2年を超えない日まで</u></p> <p>(昇降機等の定期検査報告)</p> <p>第15条 法第12条第3項の規定により市長が指定するものは、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>エレベーター(個人住宅用エレベーター及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条の規定による検査及び同法第41条第2項に規定する性能検査を受けるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>エスカレーター</u></p> <p>2 <u>法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により市長が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>乗用エレベーター又はエスカレーターで観光用のもの(一般交通の用に供するものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</u></p> <p>(3) <u>メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類す</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 法第12条第3項の規定による報告時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。ただし、小荷物専用昇降機及び防火設備は、平成30年及び同年以後1年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合</u></p> <p><u>(2) 前項の規定により市長が指定する特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合</u></p> <p><u>3 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。</u></p>	<p><u>る回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</u></p> <p><u>3 法第12条第3項の規定による報告時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の総社市建築基準法施行細則第14条第3項の規定にかかわらず、この規則による改正前の総社市建築基準法施行規則第14条第3項の規定により、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに報告を行った建築物については平成28年及び平成29年の報告を要しないものとする。